



「おおいた子育てほっとクーポン」請求書 一般用

金 額		+		万		千		百		+		円
-----	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---	--	---

上記の金額を請求します。

上記の請求金額を次の口座に振込願います。

銀行 信金 信組 農協	本店 支店	普通 当座	口 座 番 号 (右づめ)				
フリガナ							
口座名義							

年 月 日

(あて先) 由布市長 様

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

電話番号 ( ) \_\_\_\_\_

内 訳

番号	提供サービス (該当するものに○をつけてください)	単価 a	クーポン 数量 b	利用金額 (a×b)
1	一時預かり事業、病児保育事業、ファミリーサポートセンター事業、 インフルエンザ予防接種、73素塗布、おむつ・ミルクの購入、 その他 ( )	500 円	枚	円
2	一時預かり事業、病児保育事業、ファミリーサポートセンター事業、 インフルエンザ予防接種、73素塗布、おむつ・ミルクの購入、 その他 ( )	500 円	枚	円
3	一時預かり事業、病児保育事業、ファミリーサポートセンター事業、 インフルエンザ予防接種、73素塗布、おむつ・ミルクの購入、 その他 ( )	500 円	枚	円
		合 計	枚	円

※市役所整理欄			

《 注意事項 》

- ・この請求書は由布市が指定する子育てサービスを利用し、現金で利用料の支払した際に、由布市に提出してください。(償還払い)
- ・この請求書はコピーして使い回しますので、提出日付の記入は窓口にてお願いします。
- ・窓口にはこの請求書と一緒に、サービス提供者が発行した領収書とクーポン(切り離し無効)の提出をお願いします。なお、由布市独自事業の「読み聞かせ絵本の購入」をされた方は、確認を行いますので、購入された絵本を持参してください。
- ・この請求書は子育てサービスを利用した日の属する月の翌月から起算して6か月以内に提出してください。
- ・由布市に請求した利用料は、この請求書を受領した日から原則30日以内に支払われますので、通帳などで入金の確認をお願いします。(振込通知書などの発送はしていません。)
- ・第三者から譲渡、交換、売買されたクーポンは請求に使うことができません。